

1. いじめを防止するための基本的な受け止め方

(1) いじめの定義

ある生徒に対して、当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じている（＝『いじめ』と感じている）ものをいう。

(2) いじめの理解

- いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。
- いじめは、どの生徒にも、どの学校でも、起こりうるものである。特に、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在は、いじめの進行に深刻な影響を与える。

以上のことを鑑みながら、以下の点に留意し、学校全体でいじめの問題に取り組んでいく。

- ・ **いじめが起きにくい・いじめを許さない学級や学校づくり（未然防止）**
- ・ **いじめの早期発見**
- ・ **発見したいじめに対して組織的に対応すること**

2. いじめの未然防止に向けて

(1) 未然防止の基本

生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。そのため、「ルール」と「リレーション」を大切にされた学校体制としての取り組みについて共通理解を図り、その実践を着実に積み重ねていく。

○ルール（約束事）を大切にすることの意味を実感させる

一日の中のさまざまな場面において、お互いが快適に過ごせるために大切にしたいことについて、生徒との対話を通じて約束事として共有する。そして、日々の学校生活の中で生じるお互いの気持ちや、その総体としての学級の雰囲気にも目を向けさせることを通じて、『お互いが共有した約束事を守り合うことで、それぞれの心の中に生まれる**安心感**が、公的な場において自分自身が快適に過ごすことにつながる。』ということを経験的に気付かせ、さらにそれが人生を生きていく上での大切な価値観になり得ることを認識させていく。

○リレーションを豊かに育んでいく

他の生徒と関わり合う場面を意図的に作り出し、**協力することの良さ**を実感させていくことで、一日の中のさまざまな場面において、集団への所属感や自己有用感などを高めていく。

他の生徒と関わり合う場面：行事（体育祭や文化祭、卒業式等）に向けた取り組み、各教科授業、学級における班活動（給食・掃除・短学活・班日誌）など

(2) 管理職のリーダーシップ

管理職はリーダーシップを発揮し、いじめに関する教職員の意識向上、情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。

- 「学校方針」に基づくいじめの防止の取り組み状況を学校評価に位置づける。
- 「学校方針」を学校のホームページへの掲載、その他の方法により保護者、地域住民が容易に目にできるような措置を講ずる。

(3) 教職員の対応と意識向上

教職員が研ぎ澄まされた人権感覚を持って児童生徒の指導に当たるとともに、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させる。また、全ての教職員の共通認識を図るため、年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する校内研修を行う。

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などの周知
- 事案対処に関する教職員の資質能力向上 など

(4) 配慮が必要な生徒への日頃からの対応

配慮が必要な生徒について、教職員がその状況を十分に理解し、細心の注意を払って対応する。

- 主任会での情報共有
- ケース会議の開催

(5) 道徳教育及び体験活動等の充実

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育むため、教育活動全体を通じた道徳教育や体験活動の充実を図る。

(6) 自ら考え、行動する力の育成

学級活動、生徒会活動等の特別活動において、生徒が自らいじめの問題について考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅やいじめの防止に資する主体的な活動に取り組み、いじめに直面したときに適切な行動ができる生徒の育成をめざす。

- 人権弁論大会の質的向上
- ライフスキル教育（ライオンズプログラム）の系統的な指導の確立

(7) インターネット上のいじめの防止

インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させるとともに、生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図る。

- 情報モラル教育やインターネット・携帯電話の利用についての指導・出前授業・保護者啓発

(8) アンケート調査等の活用

いじめを認知するためのアンケートとして機能させる 実施の目的を教職員・児童生徒が理解するアンケート調査等を活用し、学級集団の理解や児童生徒個々の理解を深めるように努める。

- 記名アンケート…いじめ発見
無記名アンケート…状況把握と対策を講ずる目的
HyperQU…学級経営の課題

3. いじめの早期発見に向けて

いじめは、大人の目に付きにくい時間や場所で行われていたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、**ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知**していく。そして、**その段階における組織的な対応**を行うことが必要である。

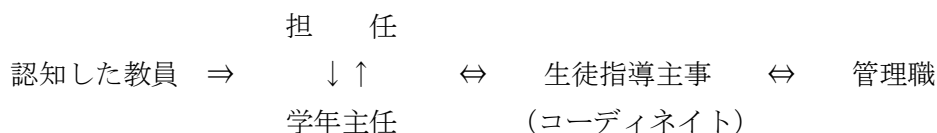
○生徒と信頼関係（共感的関係）を築くことにより、生徒が気軽に相談しやすい雰囲気を作っていくことに努める。

○日々の観察や相談によって得られる、生徒同士の悪ふざけやトラブル、生徒のささいな変化等の情報を**当該学年に報告**する。

○毎日の生活ノート、アンケートや教育相談を丁寧に扱い、**気になる兆候については学年団（場合によっては学校全体）で共有する**とともに、学年主任は生徒指導主事と情報交換を密にしておく。

○**複数の眼による状況の見立て**を可能にしていくために、「報告・相談・指導」の体制を明確にし、共通理解を図っていく。

「報告・相談・指導」の体制



4. いじめ（兆候段階を含む）に対する組織的な対応に向けて

「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応していく。

「いじめ防止対策委員会」の役割

○いじめの相談・通報を受け付ける。

○いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

○いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

○いじめの被害生徒に対する支援・加害生徒に対する指導の体制・対応方針（いじめを見聞した生徒への支援や指導の内容とそのタイミング、被害生徒と加害生徒双方で争いが起きないための配慮と手立てなど）の決定と保護者との連携（支援や助言を含む）といった対応を組織的に実施する。

○基本方針の見直しや取り組みが計画どおりに進んでいるかどうかのチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組について PDCA サイクルで検証を担う。

※なお、当委員会は生徒指導主事はその窓口となり、管理職と相談しながら、当委員会開催の規模や日時、運営などについて調整していく。

※可能な限り、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家を当該組織に参画させ、実効性のある人選とする。

いじめに発展する可能性のある事案の把握・いじめの把握
アンケート・聞き取りの実施（担任・関わった職員・部活動担当者）

※対応はスピーディに

生徒指導主事に報告（集約担当者）

校長（教頭）に報告・相談

・生徒、保護者からの訴え
・生活アンケートの把握
・当該生徒にかかわりのある
全ての教職員からの情報収集

いじめ防止対策委員会
※事実確認の方法といじめかどうか学校全体としての判断、対応方針の検討を行う。
校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・該当担任・人権教育主任・教育相談担当（SC・SSW・SS・学校医）

教育委員会等へ報告

全職員で情報の共有
・事実の報告・対応方針の共通理解

- 南部町教育委員会
0859-64-3787
- 南部町教育支援センター
(さくらんぼ)
0859-64-3701
- 鳥取県米子児童相談所
0859-33-1471
- 西部少年サポートセンター
0859-31-1574
- いじめ・不登校対策センター
0857-28-2362
- ※専門家の活用 (SC SSW)

当該児童への事実確認（担任による面談）
① 被害者児童生徒への面談
② 加害者児童生徒への面談
③ かかわりのある全ての児童・教職員

具体的な事実（周辺情報との区別）をできるだけ詳しく時系列で整理する。児童生徒の人間関係等の影響に配慮する。

家庭訪問（被害児童生徒）
・把握した事実の報告、対応の説明

いじめ防止対策委員会
・事実確認した内容を報告し、全体像を把握
・今後の対応協議 ・全体指導の内容協議

家庭訪問 被害児童生徒
・経過報告
・加害児童生徒への指導内容説明
・学校の指導方針の説明
・いじめを許さないという強い認識を伝える。

全職員での情報の共有
経過の報告、対応策についての共通理解

指導
個別指導→人間関係の修復→全体指導

家庭訪問 加害児童生徒
・事実の報告
・指導内容の説明
・学校と連携しての支援要請

今後のいじめ対応についての共通理解

教育委員会等へ報告

経過観察（日常の状況把握を積極的に行う。）
・聞き取り・日常観察など 記録と継続的利用
・少なくとも3カ月を目安にする。

※専門家の活用
※学級活動、児童会・生徒会活動等
※道徳教育及び体験活動等の充実

5. いじめの重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合
- ・いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合 など

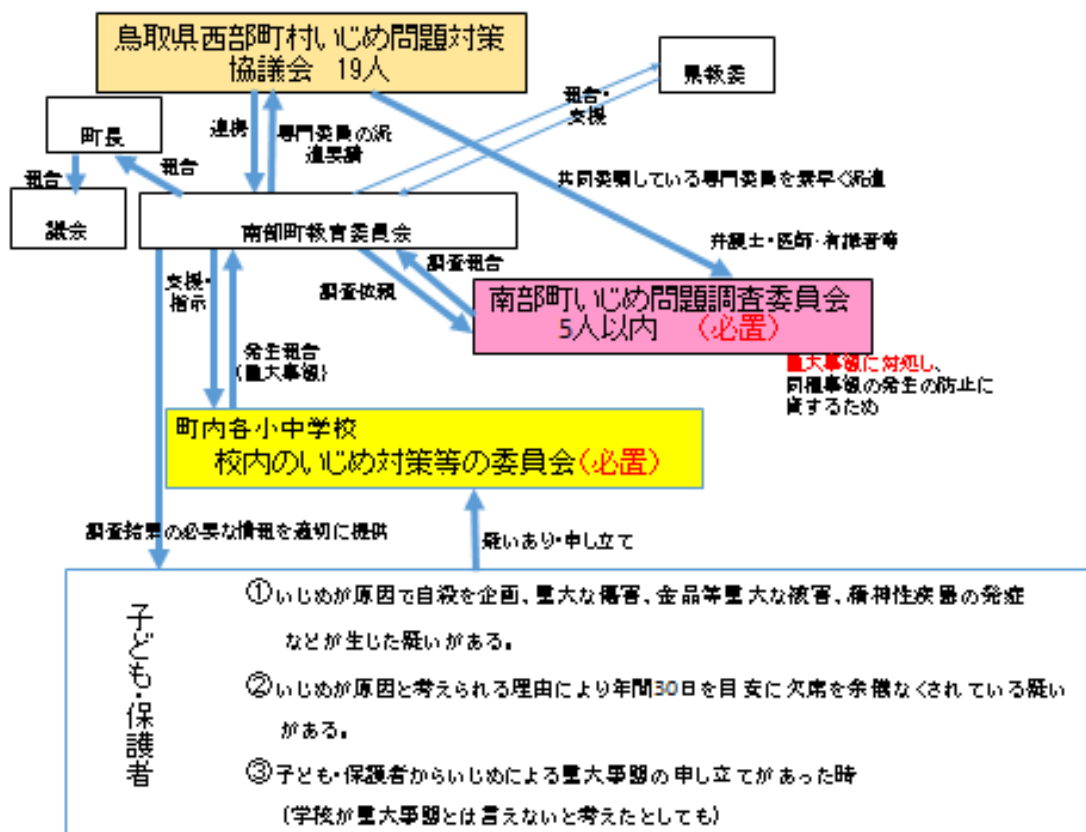
(2) 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、学校長は教育委員会へ事態発生について報告する。

(3) 基本的な姿勢と対応

学校は、被害生徒やその保護者のいじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、対応に当たる。

対応に際しては、教育委員会との連携だけでなく、必要に応じて教育センター、児童相談所、少年サポートセンター、所轄の警察署、法務局等の関係諸機関とも積極的に連絡を取りながら、多面的な角度から必要な措置（出席停止や別室学習等を含む）を速やかに行う。その際、当事者の保護者に対しては、十分に配慮しながら事実と経緯を伝えていく。



重大事態への対処フローチャート